

掲示期間 3.27 - 4.5

新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 16 号

新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例  
(新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年新潟市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 10 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 6 条第 1 項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年新潟市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 21 条第 2 項中「当該入所者の」を「その」に、「、若しくは」を「又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第 25 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 26 条第 1 項中「更生計画を」を「個別支援計画を」に、「当該更生計画」を「これ」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

(新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(平成24年新潟市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24

年新潟市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新

潟市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条

例第85号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条

例第86号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第148条第1項、第183条第1項並びに第190条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第11条 新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項、第167条第1項並びに第174条第1項第1号、第2号及び第

4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年新潟市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。